混雑緩和プロセス開始申込書

（混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス）

様式 KP9-20241205

申込日 　　　年　　月　　日

四国電力送配電株式会社　御中

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | 〒 － |
| 事業者名 |  |
| 代表者 |  |
| 担当者名 |  |

当社は、以下の発電設備等が連系する系統(※1)について、混雑緩和を目的とする増強を希望するため、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの趣旨を十分理解及び「３．申込みにあたっての確認事項・留意事項」を承諾の上、「業務規程第９６条の２の規定に基づく混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの実施に関する手続等について」に基づき、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（以下「混雑緩和プロセス」という。）開始の申込みを行います。

なお、追加混雑緩和希望者の募集手続きを実施する場合、混雑緩和プロセスの手続き等に基づき、混雑緩和プロセスへの応募を目的とした他の混雑緩和希望者からの概要検討結果に関する情報の提供依頼に対し、当社が受領した概要検討結果に関する情報を提供することを了承します。

また、募集結果の通知にあたっては、混雑緩和プロセスに応募した他の混雑緩和希望者に対し、費用負担について予見性を与えるために必要な範囲に限り、当社の申込内容（最大受電電力、連系電圧、連系点等）を開示することを了承するとともに、概要検討の回答に基づき知りえた他の混雑緩和希望者の申込内容等についての目的外利用、第三者への漏えい等を行わないことを承諾の上、第三者情報として、適切に管理します。

※1．ノンファーム型接続が適用されるローカル系統

１．発電設備等に関する情報

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 発電設備等  (※2) | 名称 |  | | |
| 設置場所 |  | | |
| 最大受電電力 | [kW] | 受電電圧 | [kV] |
| 電源種別 |  | | |
| 出力制御順(※3) | アイテムを選択してください。 | | |
| 概要検討回答日 | | 年　　月　　日 | | |
| 添　付　資　料 | | 例）概要検討申込みに対する回答について（混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス）（写）  例）負担可能上限額申告書（募集手続き省略の場合は不要） | | |

※2．発電設備等の情報は既契約の内容（連系開始前の場合は契約申込書の記載内容）と整合させてください。

※3．ローカル系統の混雑管理における再給電方式（一定の順序）の出力制御順

２．追加混雑緩和希望者の募集手続きに関する意思確認

|  |  |
| --- | --- |
| 追加混雑緩和希望者の  募集手続き | 募集実施　・　募集手続きの省略 |
| 負担可能上限額  (※4) | 百万円（負担可能上限額申告書を再掲） |

※4．募集実施を選択した場合に記載し、本申込書と併せて「負担可能上限額申告書」を提出してください。また、負担可能上限額は、概要検討回答書に記載の負担可能上限額の最低値以上の額をご記載ください。

３．申込みにあたっての確認事項・留意事項

＜３．１．混雑緩和プロセスに関する確認事項＞

以下の事項について確認の上、申込みを行う。

1. 電力広域的運営推進機関の「業務規程第９６条の２の規定に基づく混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの実施に関する手続等について」に従うこと。
2. 混雑緩和プロセスにより増強を行った系統において、ノンファーム型接続として取り扱うこと（ファーム型接続への変更はないこと）。
3. 混雑緩和プロセスにより増強を行った系統において、系統混雑が緩和されたとしても、増強完了後の系統状況変化（需要の変化、他の発電設備等の連系等）により、系統混雑の状況が変化する可能性があること。また、当該混雑緩和プロセスにより増強を行った系統において混雑に伴う出力制御を行う場合であっても、出力制御ルールにおける取扱いに変更はなく、当該混雑緩和プロセスに参加しなかった電源より有利に取扱われることはないこと。
4. 混雑緩和プロセスによる増強を行わなかった他のローカル系統や、基幹系統の混雑に伴う出力制御を行う場合も、出力制御の対象となること。また、需給制約による出力制御の取扱いは変わらないこと。
5. 混雑緩和プロセスによる増強を行う場合の費用負担は、当該混雑緩和プロセスに参加する混雑緩和希望者及び応募を行った追加混雑緩和希望者の特定負担を基本とすること。
6. 混雑緩和プロセスが完了となった場合、完了時点のレベニューキャップ制度規制期間中においては、完了となった当該混雑緩和プロセスの増強対象区間にてる再度の混雑緩和プロセスは実施されないこと。なお、混雑緩和プロセスが成立で完了した場合には、完了時点のレベニューキャップ制度規制期間又は当該混雑緩和プロセスの増強対象区間の工事が完成するまでの期間のいずれか長い方の期間中においては、増強対象区間にて再度の混雑緩和プロセスは実施されないこと。
7. 混雑緩和プロセスは系統連系に必要な手続きとは異なるため、連系開始に至っていない場合などは、系統連系に必要な手続き（工事費負担金契約や系統連系工事等に必要となる手続き）について、混雑緩和プロセスの進行状況に依らず、遅滞なく行うこと。

＜３．２．混雑緩和プロセスにおける開始申込みに関する留意事項＞

以下の事項について留意の上、申込みを行う。

1. 電気事業法等の関係法令、政省令その他ガイドライン、電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針及び関係する一般送配電事業者又は配電事業者の約款・要綱等を承認の上、申込むこと。
2. 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者から保証金の支払いに必要となる書類を受領した場合は、速やかに保証金を支払う必要があること。
3. 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者から募集結果の通知及び工事費負担金補償契約の案を受領した場合は、通知日から1か月以内に工事費負担金補償契約を締結する必要があること。
4. 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者から混雑緩和プロセスにおける契約申込みに対する回答（詳細検討回答）を受領した場合は、1か月以内に工事費負担金契約を締結し、工事費負担金請求書に記載された支払い期日までに工事費負担金を入金する必要があること。
5. 混雑緩和プロセスは、一般送配電事業者及び配電事業者が個別の系統状況や混雑状況等を勘案しつつ、費用便益評価（Ｂ／Ｃ）が高い増強規模や増強区間を選定の上、増強区間に連系する追加混雑緩和希望者を募り、増強工事を進めることを基本としているため、募集実施、募集手続きの省略にかかわらず、一般送配電事業者及び配電事業者が詳細検討時に費用便益評価を基に増強区間と異なる増強範囲へ縮小することで、効率的な設備形成を毀損しないと判断した場合に限り、増強範囲の変更（縮小）が可能となること。

４．申込みにあたっての同意事項

申込みに際して、混雑緩和プロセスの趣旨や留意事項等を十分に理解し、以下のとおり同意します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 同意内容 | 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの趣旨及び本申込書に記載された確認事項・留意事項を十分に理解して、混雑緩和プロセスの開始申込みを行います。 | |
| 同意者 | 本申込書に記載の代表者  その他　氏名 |

５．連絡先

|  |  |
| --- | --- |
| 会社名及び所属 |  |
| 担当者名 |  |
| 住所 | 〒 － |
| 電話番号 |  |
| E-mail |  |

以　上

混雑緩和プロセス開始申込書

（混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス）

様式 KP9-20241205

申込日 　●●年●●月●●日

四国電力送配電株式会社　御中

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | 〒XXX－XXXX  ●●県●●市●●町●●番地● |
| 事業者名 | ●●株式会社 |
| 代表者 | ●●　●● |
| 担当者名 | ▲▲　▲▲ |

当社は、以下の発電設備等が連系する系統(※1)について、混雑緩和を目的とする増強を希望するため、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの趣旨を十分理解及び「３．申込みにあたっての確認事項・留意事項」を承諾の上、「業務規程第９６条の２の規定に基づく混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの実施に関する手続等について」に基づき、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（以下「混雑緩和プロセス」という。）開始の申込みを行います。

なお、追加混雑緩和希望者の募集手続きを実施する場合、混雑緩和プロセスの手続き等に基づき、混雑緩和プロセスへの応募を目的とした他の混雑緩和希望者からの概要検討結果に関する情報の提供依頼に対し、当社が受領した概要検討結果に関する情報を提供することを了承します。

また、募集結果の通知にあたっては、混雑緩和プロセスに応募した他の混雑緩和希望者に対し、費用負担について予見性を与えるために必要な範囲に限り、当社の申込内容（最大受電電力、連系電圧、連系点等）を開示することを了承するとともに、概要検討の回答に基づき知りえた他の混雑緩和希望者の申込内容等についての目的外利用、第三者への漏えい等を行わないことを承諾の上、第三者情報として、適切に管理します。

※1．ノンファーム型接続が適用されるローカル系統

１．発電設備等に関する情報

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 発電設備等  (※2) | 名称 | ●●●発電所 | | |
| 設置場所 | ●●県●●市●●町●●番地● | | |
| 最大受電電力 | ●,●●● [kW] | 受電電圧 | ●● [kV] |
| 電源種別 | 太陽光 | | |
| 出力制御順(※3) | ⑤ノンファーム型接続の非調整電源のうち、自然変動電源（太陽光、風力） | | |
| 概要検討回答日 | | ●●年●●月●●日 | | |
| 添　付　資　料 | | 例）概要検討申込みに対する回答について（混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス）（写）  例）負担可能上限額申告書（募集手続き省略の場合は不要） | | |

※2．発電設備等の情報は既契約の内容（連系開始前の場合は契約申込書の記載内容）と整合させてください。

※3．ローカル系統の混雑管理における再給電方式（一定の順序）の出力制御順

２．追加混雑緩和希望者の募集手続きに関する意思確認

|  |  |
| --- | --- |
| 追加混雑緩和希望者の  募集手続き | 募集実施　・　募集手続きの省略 |
| 負担可能上限額  (※4) | ●●百万円（負担可能上限額申告書を再掲） |

※4．募集実施を選択した場合に記載し、本申込書と併せて「負担可能上限額申告書」を提出してください。また、負担可能上限額は、概要検討回答書に記載の負担可能上限額の最低値以上の額をご記載ください。

３．申込みにあたっての確認事項・留意事項

＜３．１．混雑緩和プロセスに関する確認事項＞

以下の事項について確認の上、申込みを行う。

1. 電力広域的運営推進機関の「業務規程第９６条の２の規定に基づく混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの実施に関する手続等について」に従うこと。
2. 混雑緩和プロセスにより増強を行った系統において、ノンファーム型接続として取り扱うこと（ファーム型接続への変更はないこと）。
3. 混雑緩和プロセスにより増強を行った系統において、系統混雑が緩和されたとしても、増強完了後の系統状況変化（需要の変化、他の発電設備等の連系等）により、系統混雑の状況が変化する可能性があること。また、当該混雑緩和プロセスにより増強を行った系統において混雑に伴う出力制御を行う場合であっても、出力制御ルールにおける取扱いに変更はなく、当該混雑緩和プロセスに参加しなかった電源より有利に取扱われることはないこと。
4. 混雑緩和プロセスによる増強を行わなかった他のローカル系統や、基幹系統の混雑に伴う出力制御を行う場合も、出力制御の対象となること。また、需給制約による出力制御の取扱いは変わらないこと。
5. 混雑緩和プロセスによる増強を行う場合の費用負担は、当該混雑緩和プロセスに参加する混雑緩和希望者及び応募を行った追加混雑緩和希望者の特定負担を基本とすること。
6. 混雑緩和プロセスが完了となった場合、完了時点のレベニューキャップ制度規制期間中においては、完了となった当該混雑緩和プロセスの増強対象区間にてる再度の混雑緩和プロセスは実施されないこと。なお、混雑緩和プロセスが成立で完了した場合には、完了時点のレベニューキャップ制度規制期間又は当該混雑緩和プロセスの増強対象区間の工事が完成するまでの期間のいずれか長い方の期間中においては、増強対象区間にて再度の混雑緩和プロセスは実施されないこと。
7. 混雑緩和プロセスは系統連系に必要な手続きとは異なるため、連系開始に至っていない場合などは、系統連系に必要な手続き（工事費負担金契約や系統連系工事等に必要となる手続き）について、混雑緩和プロセスの進行状況に依らず、遅滞なく行うこと。

＜３．２．混雑緩和プロセスにおける開始申込みに関する留意事項＞

以下の事項について留意の上、申込みを行う。

1. 電気事業法等の関係法令、政省令その他ガイドライン、電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針及び関係する一般送配電事業者又は配電事業者の約款・要綱等を承認の上、申込むこと。
2. 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者から保証金の支払いに必要となる書類を受領した場合は、速やかに保証金を支払う必要があること。
3. 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者から募集結果の通知及び工事費負担金補償契約の案を受領した場合は、通知日から1か月以内に工事費負担金補償契約を締結する必要があること。
4. 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者から混雑緩和プロセスにおける契約申込みに対する回答（詳細検討回答）を受領した場合は、1か月以内に工事費負担金契約を締結し、工事費負担金請求書に記載された支払い期日までに工事費負担金を入金する必要があること。
5. 混雑緩和プロセスは、一般送配電事業者及び配電事業者が個別の系統状況や混雑状況等を勘案しつつ、費用便益評価（Ｂ／Ｃ）が高い増強規模や増強区間を選定の上、増強区間に連系する追加混雑緩和希望者を募り、増強工事を進めることを基本としているため、募集実施、募集手続きの省略にかかわらず、一般送配電事業者及び配電事業者が詳細検討時に費用便益評価を基に増強区間と異なる増強範囲へ縮小することで、効率的な設備形成を毀損しないと判断した場合に限り、増強範囲の変更（縮小）が可能となること。

４．申込みにあたっての同意事項

申込みに際して、混雑緩和プロセスの趣旨や留意事項等を十分に理解し、以下のとおり同意します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 同意内容 | 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの趣旨及び本申込書に記載された確認事項・留意事項を十分に理解して、混雑緩和プロセスの開始申込みを行います。 | |
| 同意者 | 本申込書に記載の代表者  その他　氏名 |

５．連絡先

|  |  |
| --- | --- |
| 会社名及び所属 | ●●株式会社　●●部 |
| 担当者名 | ▲▲　▲▲ |
| 住所 | 〒XXX－XXXX  ●●県●●市●●町●●番地● |
| 電話番号 | XXX-XXXX-XXXX |
| E-mail | XXXXXX@XXXX.jp |

以　上